

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (二件) (農村振興課) 二
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (二件) (水産業振興課) 二
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (森林整備課) 二
- 道路の区域変更 (二件) (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 三

告 示

○宮城県告示第八百七十六号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
-------	-------------	------------------	------	-------

ページ

○四五〇七〇〇四五五	保育所等訪問支援 ノキオハウス 名取市植松三丁目九 番二三三号	保育所等訪問支	NPO法人ス マイル・ワン	令和二年九月 三十日
------------	--	---------	------------------	---------------

○宮城県告示第八百七十七号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇三〇〇三六二	アマカ塩釜介護センター 塩竈市玉川二丁目二 番十号	居宅介護 重度訪問介護	ALSOCK介 護株式会社	令和二年十月 一日
○四一二四〇〇四五九	山元いちご農園れい ずほ1ム 巨理郡山元町山寺字 稲実六〇	就労継続支援B	山元いちご農 園株式会社	令和二年十一 月一日

○宮城県告示第八百七十八号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇二二〇四四七	マイスタ 石巻市前谷地字中埜 一三八一二	就労継続支援A	Bolurabo 合同会社	令和二年十月 三十一日
○四一〇三〇〇二九七	(有)泉沢介護支援 サービス 塩竈市泉沢町十七番 十五号	居宅介護 重度訪問介護	(有)泉沢介 護支援サービ ス	令和二年九月 三十日
○四一二六〇〇二二五	グローリー富谷 富谷市ひより台一丁	就労継続支援A	一般社団法人 グローリー	令和二年十月 三十一日

〇四二一六〇〇一三三三	目二十八八八	ヘルパーステーションけやき 杜の丘 富谷市日吉台二丁目三九番三号 ノースヒルズ参番館二〇一号室	住宅介護 重度訪問介護	株式会社樺	令和二年八月三十一日
-------------	--------	---	-------------	-------	------------

〇宮城県告示第八百七十九号

県営上福田地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年十一月十日から令和二年十二月九日まで

三 縦覧場所

東松島市役所及び美里町役場

〇宮城県告示第八百八十号

県営奥松島地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年十一月十日から令和二年十二月九日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

〇宮城県告示第八百八十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、寄磯前網加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第八百八十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、谷川加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第八百八十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び 所在地	登録年月日
		種 穂	苗木		
宮城第二 百九十五 号	佐藤博昭 刈田郡蔵王町大字平沢 字赤鬼上十七番地一	種穂の採 取及び精 選	幼苗の育 成 苗木以外 の苗木の 育成	佐藤苗園 刈田郡蔵王町大字平 沢字赤鬼上十七番地 一	令和二年十一 月二日

〇宮城県告示第八百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四五七号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大和町宮床字山田中四番一地从先から 同郡同町宮床字山田下一四番三地从先まで	前	一・一	一四・五	四七・七
	後	一四・五	四八・一	四七・七

○宮城県告示第八百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大衡仙台線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大和町宮床字山田下一五番二地从先から 同郡同町宮床字四辻四六番一地从先まで	前	—	—	—
	後	二四・八	七四・六	一、八一五・七

○宮城県告示第八百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	相馬巨理線	巨理郡山元町山寺字白川二番四地从先から 同郡巨理町吉田字南上無番地先まで	令和二年十一月十日